

令和3年度 母子保健事業(健康推進課)

資料5

事業名	実施主体	事業内容	実施状況
母子保健精度管理・ 基盤整備事業	県	母子保健運営協議会	県の母子保健対策を総合的かつ効果的な推進を図るための協議を実施。
	県	乳幼児健康診精度管理検討会	市町村が実施主体である乳幼児健康診査の精度管理や体制整備を図る。
	*市町村	乳幼児健康診査の実施主体となり、健康診査の精度管理や体制整備を図る。	
	県・保健所	母子保健統計・市町村母子保健事業一覧作成	県・市町村等の母子保健統計や事業一覧をとりまとめ、母子保健にかかる現状把握と評価に活用。
新生児聴覚検査体制 整備事業	県	新生児聴覚検査実施状況調査 (対象:県内産科医療機関等 市町村)	聴覚障害の早期発見および適切な療育等につなげ、児の発達やQOL向上を図る。 ・医療機関・療育機関・教育機関等と連携し、体制整備。 ・県内新生児聴覚検査実施状況現状把握と評価
		新生児聴覚検査検討会・研修会	検討会:延期 研修会:令和3年11月 (奈良県立ろう学校主催)
	*市町村	新生児聴覚検査の実施状況把握と療育への支援、新生児聴覚検査の公費負担の実施(一部)	
小児慢性特定疾患児童等 自立支援事業	県・保健所	小児慢性特定疾患児童等地域支援検討会	小児慢性特定疾患児童等の支援内容等を地域の関係者が協議し、地域での支援体制の整備を図る。
	保健所	相談支援	療育相談、ピアカウンセリングの実施
	県	相互交流支援事業(委託)	小児慢性特定疾患児童等の相互の交流を図る。
	県	災害時支援	小児慢性特定疾患児童等の中で医療的ケアが必要な児における、平時からの自主防災を図るため、令和元年度に作成した「医療的ケア児の災害の備え」の運用にむけた普及啓発を実施。
生涯を通じた女性の 健康支援事業	県・保健所	健康教育事業・女性健康支援センター事業 (保健所)※健康教育事業一部委託予定	女性がその健康状態に応じて的確に自己管理ができるよう、相談および健康教育の実施。健康教育については、思春期に重点をおく。
	県	HTLV-1母子感染予防対策検討会・研修会	HTLV-1母子感染予防対策として、県内における体制整備や現状、課題の解決とともに、最新情報の研修など人材育成を図る。
	*市町村	学校と連携した思春期保健対策の実施、HTLV-1陽性妊婦への個別支援	
子育て世代 包括支援センター支援事業	県・保健所	推進会議	・市町村が、地域特性に応じた妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を実施するため、ワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」を設置し、総合的支援体制を整備するための支援。 人材育成のための研修会や推進を図るための調整会議の実施。 ・妊娠前から虐待予防及び早期発見を含め、産科医療機関等との連携を図る。
	県・保健所	スキルアップ研修	
	県・保健所	産科医療機関連携会議	
	*市町村	「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援の実施。	※R4年度39市町村設置
特定不妊治療助成事業	県	特定不妊治療費の助成	不妊治療によって子どもを望む夫婦の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精および顕微授精)および男性不妊治療費に要する費用の一部を助成。 ※ 制度拡充あり :令和3年1月1日以降に終了した治療を対象適用(所得制限730万円未満の撤廃、助成額1回30万円(一部10万円)、助成回数1子ごと6回まで(40歳以上43未満は3回)、事実婚対象)
不育症検査費用助成事業	県	不育症検査費用の助成	不育症の検査について、現在研究段階にある不育症検査のうち、先進医療として実施されるものを対象に、費用の一部を助成。 (助成額1回の検査につき5万円まで助成)
不妊専門相談センター事業	県	・不妊相談専門相談センター ・不妊相談検討会議、連絡会	県民が不妊に関しての心の悩みや医学的・専門的な相談、情報提供を医師または助産師から受けることができる体制を整備 (不妊相談 電話相談 週1回、面接相談 月1回)
新型コロナウイルス感染症流行 下における妊産婦総合大作事 業	県・奈良市	不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査事業	新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、分娩前の妊婦の不安解消を図るため、希望する方を対象にウイルス検査費用を助成
	県・奈良市	感染した妊産婦への寄り添い型支援	新型コロナウイルスの感染が確認された妊産婦を対象に、保健師や助産師等による健康面や出産後の育児不安に関する相談支援を実施
先天性代謝異常検査事業	県	・精度管理・検査委託 ・検査体制整備事業	先天性代謝異常検査の適正実施 新生児マススクリーニングネットワーク会議
	県・市町村	先天性代謝異常の精密検査児のフォロー、個別支援	
小児慢性特定疾病対策 事業(A)	県・保健所	医療費助成等	・医療費助成 ・指定医研修 ・日常生活用具の市町村補助
養育医療補助金及び 結核児童医療等給付事業	県・市町村	医療費の公費負担	未熟児養育医療の公費負担
育成医療補助金(B)	県・市町村	医療費の公費負担	18歳未満の障害児が、指定育成医療機関において治療等を受ける場合に、治療に要する医療保険適用後の費用の一部の公費負担。